

地域福祉委員会

議案第9号 鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置等に関する条例の制定について

重大事故を検証する委員会の設置

(概要) 子ども・子育て支援新制度に移行した特定教育・保育施設などで、子どもの死亡事故などの重大事故が発生した場合は、国への報告が必要とされています。また、その報告に当たっては、第三者の委員で構成する重大事故の検

証などを行う為の組織により作成された報告書の提出が求められています。

この検証などを行うための組織として、鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会を設置しようとするものです。



Q. この条例において、重大事故とは、「子どもが死亡した事故その他の規則で定める事故をいう」とされているが、「その他の規則で定める事故」の基準はあるか。

A. 一般的には、1カ月以上の入院が必要になる場合などが重大事故と言われますが、実際に発生した事故の状況・内容を精査し、検証委員会の設置が必要かどうかを判断するため、規則の中で判断基準を明確に定めることは難しいと考えています。

産業建設委員会

議案第13号 鈴鹿市都市公園条例の一部改正について

桜の森公園の管理を指定管理者へ委託

(概要) 平成30年4月1日から、桜の森公園の公園施設の管理を指定管理者に委託するに当たり、その旨を規定するとともに、都市公園内に

放置された、所有者等が不明な物件などについての除却に関する所要の規定整備を行おうとするものです。

Q. 防災公園としての機能を持つ、桜の森公園の管理方法は。



A. 桜の森公園の管理棟は市街地整備課が管理し、その中の備蓄倉庫については、防災危機管理課が管理しています。また、平成30年度から予定している指定管理者との協定書には、災害時には、支援救援活動の拠点としての使用に積極的に協力する旨を記載することを考えています。